

## 航空法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う航空運航整備士の技能証明書の取扱いについて

### 1. 目的

航空法施行規則の一部を改正する省令（令和7年国土交通省令第65号。以下「改正省令」という。）により、航空運航整備士が航空機の整備後の確認を行うことができる軽微な修理の範囲が拡大された。

当該改正に関し、改正省令の附則第5条及び第8条の規定に該当する者が航空機の整備後の確認を行うことができる軽微な修理の範囲は、引き続き、改正省令による改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する軽微な修理となり、また、これらの者が航空運航整備士の資格の技能証明を受ける場合には、国土交通大臣は、当該資格に係る業務範囲のうちの軽微な修理がなお従前の例による旨を記載した技能証明書を交付することとされている。

本通達は、当該技能証明書の様式を定めることを目的とする。

### 2. 適用

本通達は、改正省令の附則第5条及び第8条の規定に該当する以下の①～③に掲げる者に対して技能証明書を交付する場合に適用する。

- ① 改正省令の施行日（令和8年4月1日）前に航空運航整備士の資格の技能証明に係る実地試験に合格し、改正省令の施行日以降に航空運航整備士の資格の技能証明を受ける者
- ② 改正省令の施行日前に指定養成施設の課程（航空運航整備士に係るものに限る。以下同じ。）を修了しており、課程の修了日から1年を経過するまでの間に、旧規則の規定に基づく実地試験を受けて合格し又は航空法第29条第4項の規定により旧規則の規定に基づく実地試験が全部免除され、航空運航整備士の資格の技能証明を受ける者
- ③ 改正省令施行の前日において指定養成施設の課程に属しており、改正省令の施行日から2年を経過するまでの間に当該課程を修了して航空運航整備士の資格についての技能証明を申請し、旧規則の規定に基づく実地試験を受けて合格し又は航空法第29条第4項の規定により当該実地試験が全部免除され、航空運航整備士の資格の技能証明を受ける者

### 3. 技能証明書の様式について

2. の①～③に掲げる者に交付する技能証明書の様式は、別添のとおりとする。なお、技能証明書（限定事項関係）の様式は、航空法施行規則第20号様式のとおりとする。

### 附 則

1. 本通達は、令和8年4月1日から適用する。

## (1) 一等航空運航整備士の場合

1. 一等航空運航整備士技能証明書 (制限付)	AIRCRAFT LINE MAINTENANCE MECHANIC CERTIFICATE CLASS 1 (Limited)
2. 第 号 種類	CERT.NO. CAT.
3. 日本国 Japan	
4. 氏名	Name
5. 生年月日 Date of Birth	年 月 日
6. 国籍・本籍	Nationality · Registered Domicile
この証明書は、国際民間航空条約及び航空法の規定に従い、 交付する。	
This certificate is issued pursuant to Convention of International Civil Aviation and Civil Aeronautics Law of Japan.	
7. 年 月 日	Date of Issue
国土交通大臣 印 Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism	

写 真 押 田  
田 スタ ンプ

## 備考

- 1 大きさは、縦 5.8 センチメートル、横 8.8 センチメートルとする。
- 2 証明書の色は、白色とする。

## (2) 二等航空運航整備士の場合

1. 二等航空運航整備士技能証明書 (制限付)	AIRCRAFT LINE MAINTENANCE MECHANIC CERTIFICATE CLASS 2 (Limited)
2. 第 号 種類	CERT.NO.
3. 日本国 Japan	
4. 氏名	Name
5. 生年月日 Date of Birth	年 月 日
6. 国籍・本籍	Nationality · Registered Domicile
この証明書は、国際民間航空条約及び航空法の規定に従い、 交付する。	
This certificate is issued pursuant to Convention of International Civil Aviation and Civil Aeronautics Law of Japan.	
7. 年 月 日	Date of Issue
国土交通大臣 印 Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism	

写 真 押 田  
田 スタ ンプ

## 備考

- 1 大きさは、縦 5.8 センチメートル、横 8.8 センチメートルとする。
- 2 証明書の色は、白色とする。